

重点医師偏在対策支援区域における診療所承継・開業支援事業にかかる補助対象等について

1 施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）等や、診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費（新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費）の支援を行う。

補助対象	補助単価	補助率
次に掲げる基準面積に右記の単価を乗じた額の合計額	1 m ² あたり	国
【基準面積】	鉄筋コンクリート	1/3
診療部門	：484,000 円	都
ア 無床の場合 160 m ²	ブロック	1/6
イ 有床の場合	：214,000 円	事業者
（ア）5床以下 240 m ²	木造	1/2
（イ）6床以上 760 m ²	：355,000 円	
診療部門と一体となった医師住宅 80 m ²		
診療部門と一体となった看護師住宅 80 m ²		

※ 有床診療所の開設については、医療法に基づく病院開設の手続として、医療審議会及び地域医療構想調整会議での協議が必要であること（特例届出診療所含む）。

※ 令和7年度事業については、都からの内示後に着手し、令和8年3月31日までに事業が完了するものが対象となること（都の検査を含めて同日までに完了すること。）。

※ 既存建物の買収は、買収することが建物を新築することよりも効率的である場合のみ、補助対象として認められる場合がありますので、東京都まで御相談ください。

※ 上記基準単価は、新築、増築及び改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とします。

※ 以下の費用については、補助の対象外となります。

- 土地の取得又は整地に要する費用
- 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- その他の整備費として適当と認められない費用

2 設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器の購入費の支援を行う。

対象経費	基準額	補助率
診療所として必要な医療機器等購入費	1 か所当たり 16,500 千円	国 1/3 都 1/6 事業者 1/2

※ 令和 7 年度事業については、都からの内示後に着手し、令和 8 年 3 月 31 日までに事業が完了するものが対象であること（都の検査を含めて同日までに完了すること。）。

3 地域への定着支援事業

診療所を承継又は開業する場合の地域への定着に必要な経費の支援を行う。

対象経費	基準額	補助率
診療所の運営に必要な次に掲げる経費 ・ 職員基本給 ・ 職員諸手当 ・ 非常勤職員手当 ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 備品費 (単価 50 万円未満に限る。) ・ 消耗品費 ・ 材料費 ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費 ・ 光熱水料 ・ 借料及び損料 ・ 社会保険料 ・ 雑役務費 ・ 委託費	1 か所当たり次により算出された額 (1) ア 診療日数 1～129 日 6,200 千円 + (71 千円 × 実診療日数) イ 診療日数 130～259 日 6,200 千円 + (77 千円 × 実診療日数) ウ 診療日数 260 日以上 6,200 千円 + (87 千円 × 実診療日数) (2) 訪問看護による加算額 25,000 円 × 訪問 看護日数	国 4/9 都 2/9 事業者 1/3

※ 承継・開業日から令和 8 年 3 月 31 日までに発生した経費が対象となること。

※ 「診療収入額及び寄付金その他の収入額」が総事業費を上回る予定の場合、本事業の対象となりません。（赤字部分に対する補助となります。）

- ※ 診療を開始した日から令和 8 年 3 月 31 までに掛かる運営に必要な経費が対象となります。承継・開業前に掛かった経費は対象となりません。

4 算定方法

- ア 上記の表の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定した額と総事業費から寄付金その他収入額（運営費については、診療報酬を含む）を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（注意）令和 8 年度に承継・開業を予定している場合に係る注意事項

- ・ 補助対象経費や基準額等は、現時点で国から提示されている令和 7 年度の事業案であり、来年度基準額や要件の変更が生じる可能性があります。
- ・ 「1 施設整備事業」「2 設備整備事業」は、東京都からの内示後に工事請負契約・売買契約を締結し、令和 9 年 3 月 31 までに完了する事業が対象となります。